

# 議員提出による政策条例の フォローアップについて

---

平成25年6月7日

## 目次

「議員提出による政策条例のフォローアップ」の考え方	・・・	2
実施フローのイメージ	・・・・・・・・・・	3
委員会スケジュール案	・・・・・・・・・・	4
フォローアップの対象となる条例の選定方法	・・・	5

## ■■■■ 「議員提出による政策条例のフォローアップ」の考え方 ■■■■

### ■ 大阪府議会基本条例〔抜粋〕

(監視機能の充実)

第12条 議会は、知事等の事務執行について、調査及び監視をする責務を有する。

2 議会は、会議における審議等を通じ、府民に対し、知事等の事務の執行についての評価を明らかにするものとする。

「議員提出による政策条例のフォローアップ」とは：

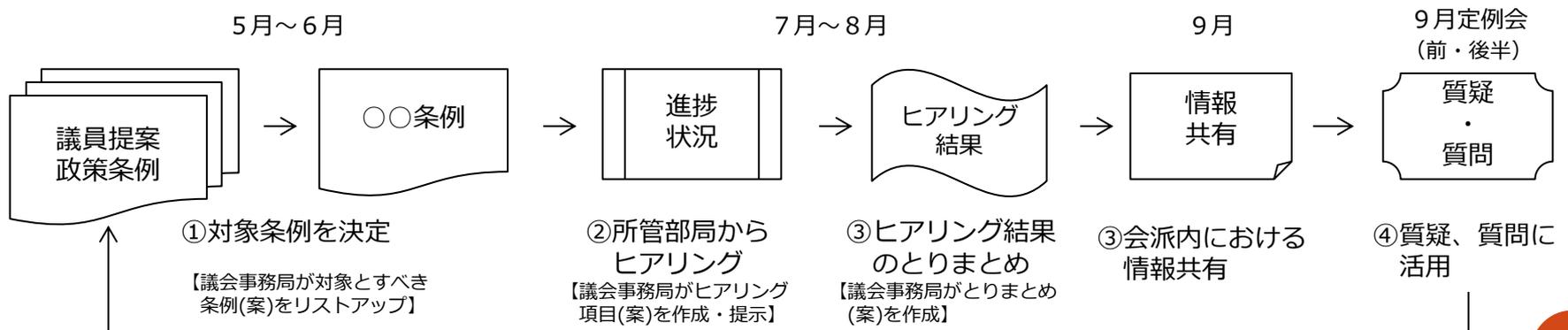
⇒ **議員提案により制定された政策条例に基づく施策・事業の進捗状況等の条例運用状況について、提案者たる議員（議会）自らが、制定の趣旨、経緯等を踏まえチェックを行うもの。**

※※ 議会改革検討協議会から議会運営委員会に対する報告「議会機能の充実強化に向けた協議結果について」に基づき、平成25年3月18日の政務調査委員会です承。 ※※

## ----- 実施フローのイメージ -----

予算への反映に可能なスケジュールで、議会全体としてのチェック機能が発揮できることを前提に、議員提出による政策条例の協議調整の場である「政務調査委員会」において機動的に調査を実施することとして、以下のとおり制度設計イメージを整理

- ① 議員提案で成立した政策条例のうち、どの条例を対象とするか、「政務調査委員会」における協議により決定
  - ② 対象となった条例の運用状況（知事等が実施する施策・事業の進捗状況等）を調査することを基本とし、その他の調査項目については、「政務調査委員会」で協議の上、所管部局からヒアリングにより把握
  - ③ ヒアリング結果は事務局がとりまとめ、各会派内において情報を共有
  - ④ 議員（会派）は、ヒアリング結果を本会議、委員会等での質疑質問に活用し、府議会全体としてチェック機能を発揮
  - ⑤ 条例改正等が必要と判断される場合は、「政務調査委員会」で改めて協議
- ➔ 議会事務局は「政務調査委員会」の運営を通じて会派・議員をサポート



⑤必要に応じ条例改正等について協議



## ———— フォローアップの対象となる条例の選定方法 ————

- (1) 議会基本条例制定後の、古い条例から順に選定
- (2) 政務調査委員会で検討し、全会派が一致して可決したものから選定
- (3) 条例の施行後に、知事はその規定内容を見直すことを定めた条例については、対象から除く（例：がん条例）

《参考》議員提出による政策条例（議会基本条例施行以降）

- ★大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例（平成21年5月定例会／H21.5.29施行）
- ★大阪府中小企業振興基本条例（平成22年5月定例会／H22.6.15施行）
- ★大阪府子どもを虐待から守る条例（平成22年9月定例会／H23.2.1施行）
- ★大阪府がん対策推進条例（平成23年2月定例会／H23.4.1施行）
- ★大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例  
（平成23年5月定例会／H23.6.13施行）
- ★大阪府監査委員条例の一部を改正する条例（平成23年5月定例会／H23.6.13施行）

⇒⇒ 今年度は「大阪府中小企業振興基本条例」を選定